ガバナンス規程

一般社団法人SDGsオープンイノベーションプラットフォーム(以下、この法人という。)は、ガバナンス・コンプライアンスに係る次の基本的事項を定め、この法人のすべての役職員は、これを遵守するものとする。

第1章 総会の運営に関する事項

第1条(種別) この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

第2条(権能) 社員総会は、法令又は定款で定められた以下の事項について決議 する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 基本財産の処分
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項
- 第3条(開催) 通常社員総会は毎事業年度終了後、3か月以内に開催する。
 - 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合及び必要に応じて開催する。
 - (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況を監査した結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見し、社員総会に当該事実を報告する必要があると認めた場合において、監事から招集があったとき。
- 第4条(招集権者)社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。
- 第5条(招集理由・目的) 会長は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会を招集するものとする。
- 第6条(招集手続) 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の 事項を定める。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、その事項
 - (3) 総会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)
 - 2 理事長は、総会の開催日の 2週間前までに、理事に対して、会議の日時及び 場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通

知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、正会員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

第7条(決議)

社員総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条(特別の利害関係を有する場合の決議からの除外)

総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

- 第9条(議事録) 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しな ければならない
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決 委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 2 議事録には、議長が署名又は記名、押印しなければならない

第2章 理事会における理事の構成の制限に関する事項

- 第10条(役員の選任) 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から2名以内を選定し、内1名 を会長とし、1名を副会長とする。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の 関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものと する。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な 関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものと する。

第3章 理事会の運営に関する事項

- 第11条(権能) 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定又は解職
 - (4) 規則の制定、変更又は廃止
 - (5) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - (6) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 理事の職務執行のコンプライアンスを確保するため等の体制の整備
- (8) 事業報告 (附属明細書含む)、貸借対照表 (附属明細書含む)、損益計算書 (正 味財産増減計算書) (附属明細書含む)の決定・変更

- (9) 次に掲げる理事の取引の承認
 - ア. 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - イ. 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - ウ. この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 第12条(開催)通常理事会は、毎事業年度に3か月に1回、開催する。 ただし事情により毎事業年度に4か月を超える間隔等で2回以上とすることが出来る。
 - 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき
 - (3) 代表理事以外の理事から前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から、法令上に定める範囲で、必要があると認めて代表理事に招集の 請求があったとき
 - (5) 監事から前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 第13条(招集) 理事会は、代表理事が招集する。ただし、監事が招集する場合を 除く。その際に決議事項を明らかにして招集する。
 - 2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 7 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会 を開催することができる。
- 第14条(招集手続) 理事会を招集するときは、開催日の7 日前までに、各理事 及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した通 知を発しなければ ならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるとき は、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 第15条(決議) 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 第 16 条 (特別の利害関係を有する場合の決議からの除外) 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 第17条(議事録) 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあ

っては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長が署名または記名押印しなければならない。

第4章 経理に関する事項

- 第18条(会計処理の原則) この法人の会計は一般社団法人の会計の慣行に基づいて、法令、定款及びこの規程の定めるところにより行わなければならない。
 - 2 会計処理に当たっては、別に経理規程を定めて行わなければならない。

第5章 雑則

第19条(改廃) この規程を改廃するときは、社員総会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、2024年10月1日から施行する。